

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成24年11月20日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 公共測量 松浦川、徳須恵川、巖木川及び牛津川定期縦横断測量
- 2 作業期間 平成24年11月1日から平成25年2月28日まで
- 3 作業地域 唐津市、伊万里市、武雄市、多久市、小城市並びに杵島郡江北町及び白石町